

成年年齢引き下げと 今後の税制改正の見込み

民法改正で、本年4月1日より、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。これに伴い、贈与税・相続税についても適用年齢を20歳から18歳に引き下げる税制改正が行われた。民法改正のポイントと今後の税制改正への対応策について解説する。



中田 和重
公認会計士・税理士
中田公認会計士事務所 所長

【Q1】民法の改正の影響は？

民法が定める成年年齢には、①一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、②父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。

民法の改正により、4月1日以降に18歳に達した者は、クレジットカードを作る、一人暮らしの部屋を借りる、高額な商品を購入したときにローンを組むなどの契約が自分一人で行うことができます。また親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路も自分で

の意思で決定できるようになります。

一方、飲酒や喫煙、競馬などの公営ギャンブルの年齢制限は20歳のままに据え置かれ、また結婚年齢を男女とも18歳に統一する改正も同時に行われました。

また贈与契約については、18歳以上であれば親権者の同意や、親権者が代理人としての契約を必要とせず、当事者として契約が可能となり、相続の遺産分割協議にも単独で参加できるようになりました。

【Q2】贈与税・相続税の改正内容は？

有効な相続対策となります。相続が発生しても相続開始前3年以内の子に対する贈与1260万円（210万円×3年×2人）しか相続税の課税価格には加算されません。

2022年度の税制改正大綱の「相続税・贈与税のあり方」において、「相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を

通じて相続税の累進負担を回避しながら、多額の財産を移転することが可能となっており、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すための本格的な検討を進める」と記載されています。

「①暦年贈与制度を見直し、相続前の贈与の加算期間を現状の3年から10年等に延長し、加算する対象を孫などの二親等まで拡大する。②暦年贈与制度を廃止し、贈与はすべて相続時精算課税制度に一本化し、贈与時は贈与税を非課税等にして、相続時にすべての贈与を含めて課税する」などの改正が見込まれるとの意見が多数を占めています。

【Q3】改正への対応策

税制改正に備えて相続対策を実行する方法としては、改正前に暦年贈与の特例を使って18歳以上の子や孫に多めの贈与を実行したり、一般の暦年贈与を用いて18歳未満の子や孫、子の配偶者等に贈与を実行することです。

また子供が住宅を取得する場合は、住宅取得資金の贈与金額相当額を子供名義とし、残りの資金を親が負担して親子の共有名義とし、相続発生時に親の持分を子供が取得すると現金を相続するより節税になります。

そのほか、孫の養子縁組、高収益な収益物件や将来値上がりすることが予想される資産の相続時精算課税制度を用いての贈与、子供が株主である会社へ収益性の高い資産を譲渡するなど

の対策があります。これらの対策については、税務上のリスクもありますので、実行される場合は必ず事前に専門家にご相談下さい。

図表 成年年齢引き下げに伴う贈与税・相続税の改正の概要

区分	改正の影響	適用期限	2022年4月1日以降の贈与・相続等
贈与税	相続時精算課税	改正?	その年の1月1日において18歳以上
	住宅取得資金の相続時精算課税適用者の特例	2023年12月31日まで	
	住宅取得等資金の非課税等		改正?
	贈与税の特例税率	改正?	特例措置は2027年12月31日まで
	事業承継税制(一般・特例)	18歳以上の後継者が円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を先代経営者から贈与により取得した場合において、一定の要件のもと、贈与税が猶予または免除される(特例措置は2024年3月31日までに特例計画の提出が必要)	贈与の日において18歳以上
相続税	結婚・子育て資金の非課税	2023年3月31日まで	契約締結の日において18歳以上50歳未満
	未成年者控除	—	相続等の日において18歳未満